

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成しましたので報告します。

## 全 員 協 議 会 記 録

開催日：平成27年8月31日（月）  
 開催時間：13時00分～14時10分  
 開催場所：全員協議会室

〔出席議員〕

原田議長、澁谷副議長

足立議員、岡野議員、柳楽議員、串崎議員、小川議員、森谷議員、野藤議員

上野議員、飛野議員、笹田議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員

道下議員、田畑議員、平石議員、西田議員、西村議員、江角議員

牛尾博美議員、牛尾昭議員

〔執行部出席〕

市長、副市長、教育長、金城自治区長、旭自治区長、弥栄自治区長、三隅自治区長  
 総務部長、地域政策部長、財務部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長  
 都市建設部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長、三隅支所長  
 教育部長、消防長、上下水道部長（広域行政組合事務局長）

〔事務局出席〕 局長、次長、議事係長、庶務係長

（報道）朝日新聞、山陰中央新報社

### 議 題

1 補正予算について

2 執行部報告事項

(1) 浜田市行財政改革実施計画 平成26年度報告・平成27年度計画について

(2) 浜田市行財政改革大綱の策定について

(3) 次期総合振興計画について

(4) 敬老会開催日程と長寿者褒章対象者数について

(5) その他

3 陳情付託

4 その他

(1) 個人一般質問のケーブルテレビ放映について

【詳細は会議録のとおり】

【会議録】

[ 13 時 00分 開議 ]

原田議長 | これから全員協議会を開催する。早速議題に入る。

1. 補正予算について

原田議長 | 執行部から補足説明があるか。  
( 「ありません」という声あり )

2. 執行部報告事項

(1) 浜田市行財政改革実施計画 平成26年度報告・平成27年度計画について

(2) 浜田市行財政改革大綱の策定について

原田議長 | この2件について説明をお願いします。総務部長。  
総務部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )

原田議長 | (1) について議員から質問は。  
( 「なし」という声あり )

原田議長 | (2) について議員から質問は。  
( 「なし」という声あり )

原田議長 | 無いようなので、これらの件については終了する。

(3) 次期総合振興計画について

原田議長 | この件について説明をお願いします。地域政策部長。  
地域政策部長 | ( 以下、資料をもとに説明 )

原田議長 | この件について議員から質問は。芦谷議員。  
芦谷議員 | 議論の入り口だが、人口の数字が異なっている。10ページの社人研と市推計、この数字と、今日提案の議案の中身の数字とが少し齟齬がある。今日あったのは過疎地域自立促進計画の数字と、もう一つの市町村計画、この辺の数字がバラバラだ。出来れば整合を図ってもらいたい。

地域政策部長 | 本日議案で提出させていただいた内容を再度確認する。ただ、推計人口については、本日説明したのは12月に議決としていただく分の素案なので、この数字は現在使えないと思っている。新市まちづくり計画、建設計画等は現在の総合振興計画に出している前回示した数字をもって、今回の議決をいただこうと思っている。市の推計値についてはそういうことをご理解いただきたい。社人研等の数字についてはまた確認する。

原田議長 | その他。江角議員。

江角議員 | この総合振興計画は、言われるように浜田市民にとって最上位の計画ということで、向こう10年間の基本構想と5年間の基本計画ということなのでまさに重要だと思っているし、これまでも何度か議会にも意見を求められ、取り入れるべきは取り入れてこられたとのことで、その姿勢には敬意を表したい。

原田議長 | 先ほどもあったように、基本は審議会での議論が中心になると思うが、基本構想や各論について議員が意見を言えるのはいつ頃までか。

地域政策部長 | 今後における議員との意見のすり合わせの仕方だが、総合振興計画審議会からも意見を頂いている。今日ご説明したもの、部門別の更に修正したものは先ほど申したとおり、今週に配布して来週の常任委員会にて

議員からご意見をいただく予定にしている。常任委員会で頂いた意見と、9月24日に総合振興計画審議会を予定しているので、そこでも意見をいただき、9月議会の最終日には修正したものを皆さんにお示しし、全協もしくは意見交換会で時間を取らせていただきたいと思います。

10月にパブリックコメントも実施予定で考えているので、それが終了したあたりで再度、それを踏まえた意見を議員からいただく。総合戦略については10月中には策定したい。この総合振興計画についてはご承知のように12月議会の議案ということで提出させていただくので、概ね10月ぐらいには審議会および議員との意見調整をさせていただき、最終案に持って行って審議会からの最終答申もいただく予定としたい。

原田議長

その他に。

( 「なし」という声あり )

原田議長

無いようなので、この件については終了する。

#### (4) 敬老会開催日程と長寿者褒章対象者数について

原田議長

この件について説明をお願いします。健康福祉部長。

健康福祉部長

( 以下、資料をもとに説明 )

原田議長

この件について議員から質問は。

( 「なし」という声あり )

原田議長

無いようなので、この件については終了する。

#### (5) その他

原田議長

その他について、執行部から無いか。総務部長。

総務部長

市長宿舍の取扱いについて、少し説明させていただきたい。口頭でと思っていたが簡単に資料を作ったので配布して説明させていただく。

[資料 配布]

( 以下、資料をもとに説明 )

原田議長

市長宿舍についての説明が終わった。議員から質問は。森谷議員。

森谷議員

こんな理屈は誰でも分かる。3月4月5月6月と、今の今までずっとのらりくらりと逃げていた。「確かに4号では難しい」という対応をすべきなのにしていない。結論を決めてかかって、馬鹿なふりすれば良いというようなクリーンさがない。とにかく市長を守るのが一番、そのためには少しおかしいと思われても良いというオーラが見える。何故かと言うと、法律の専門家がいないからだ。弁護士にも訊いたか訊かないか分からない。何故なら文書で答えてくれないから。ここだっていい加減。議会事務局にも法律の専門家はいない。一つ、法律の専門家を作るべきだ。2、3,000万円予算を取って、内閣法制局からリクルートすれば良い、富田さんのように。富田さんが住んでいた所に選挙前から久保田さんが住まれて、当選して、それもそう。9万5,000円というすごい高い家賃だが、3月1日に法律を変えて市長が解約し、4月1日に新しい法律を作って市役所が契約している。誰が見たっておかしいではないか。おかしいままで進むというのがおかしい。どうせズルをするなら完璧なズルをしなければいけない。脇が甘すぎる。これは市長の家賃問題だけではない。全てについて言える。条文を見ても甘々。どうとでも取れるような。「～ねばならない」とか「～する」とか、どう違うのか訊いても誰も答えられ

総務部長

ない。そのような文書化なのが問題なのだ。これを突破口として、2、3、000万使って法制局から誰かを雇うぐらいのことをすべきだ。

何点かのご指摘をいただいた。まず、4号の解釈を6号に変えたことについて、始めから分かっていたことじゃないかと仰られた。先ほどもご説明したように、当時色んなことがあって4号適用して説明してもらい、これで理解してもらえると判断していたので、このようなことになった。結果として本日こうやって訂正させていただくことになったことについては、改めてお詫び申し上げたい。その間も色々議論してきたが、少し時間的なことが引っ掛かってしまったことについてもお詫びを申し上げておきたい。

それから法律の専門家等について。確かに自治体によっては、大きな自治体では専門家を抱えている所がある。浜田市ではその都度、県の市町村課や、場合によっては国に少し相談をしたり、顧問弁護士にも相談をしている。本日提案した、任期付き採用職員の条例で言うと、特別な知識を持った、中には国のコメントでは弁護士等も含まれており、そういう意味では雇えることになるかもしれないが、人件費等の問題もあるので、また内部で検討させていただきたい。

色んな意味で、法律の解釈で脇が甘いという指摘については、職員も充分知識を研鑽する中で進めていきたいと思うし、この法令部分に限らず、最近住民のニーズが色々高まっている中で専門的知識を求められている部署が多々ある。そういう所には人事異動の中で一定の知識・経験を配慮しながら、専門的スキルを持った職員を配置していくことが必要ではないかと思っており、市長からもそのように指示を受けているので、人事異動の中でその辺りは配慮していきたいと思っている。

最後に、平成26年4月から、市長にこの借り上げ宿舎を提供しているのだが、その時の3月に要綱改正した部分については、これを念頭に改正したものではない。その時は国に対して職員を研修派遣しているのだが、そういう職員に対して宿舎の要綱を適用することが念頭にあって改正をしたものであり、決して市長への適用を目的として改正したものではない。そこはご理解いただきたい。冒頭に説明したように、元々は市長はこの宿舎の対象職員に含まれているということから、職員としては該当していたので、その所は先ほどの説明でご理解いただきたい。

他に。岡野議員。

確認なのだが、この要綱を変更するとのことで、以前の要綱の条文を止めて、下に書いてある「市長と市長以外の職員、副市長、教育長を含む入居資格は別々に規定」と書いてあるが、これは市長の場合に当てはめると、双方代理行為を解消するために、例えば住む場所や適正な物件であるとかを決める、主体的な役目は誰が担うのか。浜田市特別職報酬等審議会のメンバーが決めるのか。それがこの文章の中では理解出来ないのだが。

最終的には市長の決済になろうかと思うが、先ほど言ったように、お手盛りと捉えられる部分があるかと思うので、この要綱の改正に当たっては第3者的な方の意見を聞いて改正した。

適用するに当たっては3条の市長の部分と、3条の2その他職員の分に分けているので、市長の部分の適用についてはこのうちのどれかを必ず適

原田議長  
岡野議員

総務部長

用していくことになろうかと思っている。

双方代理については民法上108条の双方代理の件だと思うが、今回の市長宿舍貸与については市長から申し出があり、その承認は副市長がしており、双方代理には該当しないと思う。

要綱については条例ではなく規則等のレベルであり、要綱の制定は市長の裁量権が一定程度あるものだと思っているので、一般的に認められている部分については市長の裁量権の中で要綱を決めた上で適用していけば良いと考えている。

岡野議員

それは何となく分かるのだが、外観的に俯瞰して見た場合に市民から見れば、結局市長が自分の中で決めたと思われても仕方がない。要綱というのが市の中の規定であって、肯定力があるとはいえ不公正ではないかと見られる可能性も充分ある。「特別職報酬等審議会」というのが開かれるのであれば、その中で議論して決定されたと言った方が分かりやすい。「副市長が決めたみたいです」といった答弁は不味いのではないかと、公正であることを市民にアピールし適正に処理されていると言わないと、「何かそうらしいですよ」という話では私も市民に訊かれた時に説明出来ない。その辺りはっきりしていただいて、適正に処理されているものと説明していただければと思う。

近重副市長

今回の部分については先ほど総務部長が答弁したように、双方代理の関係があって最終的には私が決済させていただいている。これも内部の話なので、ご指摘のように第三者的な所で審議していただけるものなら、そういう形を検討しないといけないと思っているので、よろしく願いしたい。

原田議長

その他。牛尾昭議員。

牛尾昭議員

この問題は市民に色々訊かれている。今日ようやくはっきりした執行部の答弁が出てきて安心した。ただ、これは同僚議員が通告している。通告している議員の肩を持つわけではないが、過去の例で言えば一般質問で通告している案件について、事前の全協でこのように詳細に報告されるのは今まで経験がない。通告されているのであれば、執行部は本会議場で堂々と答えるべきではなかったかと思う。

もう一つ心配しているのは、市長官舎を全額公費で払っていると見ている市民の方が多い。今の総務部長の答弁だと、市民が何を気にしているかという所について少し語られた方が良いのではないかと。このままだと、一定の理解は出来るのだが9万5,000円の家賃について、官舎だから行政が全部払っているような印象を受けるのは僕だけだろうか。市民目線はそういう所ではない所に来ているので、岡野君が言ったように市民に訊かれた時に「実はこれこれこうだけどうだよ」と、規定があって市長はいくら負担しているにだよという所まで説明してもらわないと、また間違った伝わり方をするのではないかと。でもそれも通告されているので、一般質問の中で明らかにされた方が良かったのではないかと考えた。

総務部長

牛尾昭議員からご指摘いただいた一般質問の関係については、少し私も配慮が足らなかったかと思う。今回の定例会の中でそういう一般質問の通告がある。どういう形で進められるか分からないが、改めて、ケーブルテレビでの放映もあるので、市民の方に向けてきちんとお伝えしな

ければならないことについては答弁させていただこうと思う。

負担についてだが、これも国家公務員宿舎法等に基づいた算定基準を設けており、現状は9万5,000円の家賃に対して市長は4万900円の自己負担をされている。この場で改めてご報告しておく。

原田議長  
江角議員

江角議員。

ちょっと理解が得にくかった所をもう一度聞いておきたい。先ほど岡野議員が提起された点で、副市長また検討みたいな話が出たが、検討された結果によってはまたこの要綱が変わってくる可能性があるかと受け止めるのか、それとも今回のこの場を受けて新たな要綱を更に作成して、それを正式な物とするのか。今日は今日の段階、また次は次の段階という受け止め方で良いのか。要綱とは関係無いということであればそれで結構だが、その辺を教えていただきたい。

近重副市長

今回の要綱の改正については先ほど総務部長が答弁したように、要綱をこれで改正させていただいているので、これからはこれが適用の判断になるかと思う。ただ解釈の色々な形になる中で疑義がある場合は、先ほど言われたように外部の第三者的な意見もお聞きしなければならないだろうと思っている。その辺については検討させていただければと思う。

牛尾昭議員が言われた部分について、号数の適用の部分については説明に少し無理な点があったので、お詫びさせていただかなければいけない。全協でもあるいは一般質問の答弁でも、これは全国で一般的に行われている例であり、浜田市が特別に行っているものではない案件であるし、全額を市が負担しているのではないということも、丁寧に一般質問の中で総務部長も当時説明させていただいているのだが、こういう文章の形できっちりお示ししておかないと、なかなか誤解を……言葉だけでは難しい部分もあったので、今回こういう形で文書で出させていただいてきちんと説明させていただくということで。口頭だけの説明は誤解を招く場合もあるので配慮させていただいた。ご理解いただければと思う。

原田議長

よろしいか。他に。森谷議員。では簡単に、住民監査請求も一般質問も出ているので。

森谷議員

はい。その住民監査請求は訴訟に持っていく前置主義で、仕方なく住民監査請求をやったのだが。いきなり訴訟が出来ないから。この住民監査請求訴訟のルートというのは、まだキープされているのか、今後解消してしまうのか。それだけ確認を、今出来れば良いし分からなければまた教えて欲しい。

総務部長

住民監査請求は受け付けた日から60日以内に監査が判断をされて、請求者に通知されると聞いている。まだ今日の段階では通知されていないだろうと思う。それがどのような形になるかは私の方では定かではないが、その結果で色んなことが考えられると思う。

監査委員の方でその辺の事を受けて、どのようにされるかは私の方ではお答えしかねる。

原田議長  
地域政策部長

それでは、この件についての質問は打ち切る。その他。地域政策部長。

先般、新聞報道等であった政府関係機関の地方移転に関わる提案について、ご報告させていただく。

先般8月26日に島根県から、政府関係機関の地方移転についての受入希

望が、県内7市町村から17機関ということで発表されている。この中には浜田市からの提案は無かった。その後、県とも他市の提案状況も勘案して再度協議し、国に提出する最終リミットが本日だったので、島根県と協議して浜田市からも追加で提案させていただいていることを、本日も報告させていただく。

このたび追加で提案したのは、神奈川県横浜市にある国立研究開発法人水産総合研究センターの機能の一部について、この中の中央水産研究所経営経済研究センター及び資源管理研究センター、それから開発調査センターの3部門について、これはいずれも水産資源の確保や養殖等について研究等をされる機関だが、これについて提案し島根県で受理をしていただいて、本日付で国に提出いただいた。浜田市以外にも追加提案があったとのことで、本日県議会及び報道機関に島根県から、合計で9市町村20機関からの提案ということで、追加の報告がされると聞いている。浜田市からもそのような提案をさせていただいたことをご報告させていただく。

原田議長

この件について何かご意見ご質問は。

( 「なし」という声あり )

原田議長  
教育部長

それでは議題に上がっている……。教育部長。

お手元に「原井小学校に対する爆破予告事案について」という資料がある。これについてご報告させていただく。

( 以下、資料をもとに説明 )

原田議長  
健康福祉部長

追加説明か、どうぞ。

原井小学校に放課後児童クラブがある。土曜日開設予定だったが、金曜日の夕方にこの事案が発覚した。利用者が15名ほど居たのだが、急遽連絡を取り土曜日の開設は取り止めた。教育委員会から説明があったように、今日以降については平常どおり開設することになっているので、ご報告する。

原田議長

ただいまの件についてご質問等は。

( 「なし」という声あり )

原田議長

ないようなので、全員協議会に提案されている議題を終了したい。執行部の皆さんが退席されるが、何か議員から最後にあれば。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、執行部の方は退席されて結構である。

## 《 執行部退室 》

### 3. 陳情付託

原田議長  
三浦局長

議題3について、事務局長。

お手元に陳情付託ということで4件について、各委員会に陳情付託させていただきたい。よろしく願います。

### 3. その他

#### (1) 個人一般質問のケーブルテレビ放映について

三浦局長

この件については、別紙のと通りの予定なのでご確認いただきたい。

それから芦谷議員からあったのだが、事務報告について。決算の前ということであり、お手元にデータがあるので参照していただきたい。

この後、総務文教が第4、福祉環境が第2、産業建設が第3ということで委員会が開催予定となっているのでお知らせする。

原田議長

事務局から話があった件について何かあれば。

( 「なし」という声あり )

原田議長

では私から一点ほどお願いしておきたい。いよいよ明日から一般質問だが、市民の方から、議員さんが一般質問中によく眠っておられるという話が入っている。特に一般質問はケーブルテレビも入っているし、市民の方も最近はよく見ておられるので、充分気をつけていただきたい。最後をお願いしておく。その他、皆さんから何かあれば。

( 「なし」という声あり )

原田議長

では、全員協議会を終了する。

[ 14 時 10 分 閉議 ]

浜田市議会全員協議会規程第6条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 原 田 義 則